

平成26年7月17日

写

各指定通所介護事業所管理者  
 各指定介護予防通所介護事業所管理者  
 各指定認知症対応型通所介護事業所管理者  
 各指定介護予防認知症対応型通所介護事業所管理者

様（連名）

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市市中区基町 10-52  
 介護保険課

広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針等について（通知）

平素より、本県の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月に福山市で宿泊サービス提供の通所介護事業所管理者及び職員の計3名が、利用者に対する暴行容疑で警察に逮捕された事件が発生しました。

これら、宿泊サービスの提供については、これまで介護保険制度外の宿泊サービスには法的規制がなく、私的な契約に委ねられてきましたが、介護保険事業者が介護保険外サービスを提供するに当たり、指定を受けている介護保険サービスの提供に支障がない形で実施することが不可欠であるとともに、介護保険法に定める「要介護者や要支援者の人格を尊重する。」及び「自立した日常生活が営めるように支援する。」といった考え方にに基づき運営すべきと考えています。

このため、本県では県内市町と調整した上で、全県的に共通なものとして次の指針等を策定しましたので、当該指針等に基づいた宿泊サービスが提供できるよう、宿泊サービス実施の際には届出窓口まで届出をしてください。

なお、現在宿泊サービスを利用している方については、引き続きサービスを利用できますので、念のため申し添えます。

- 1 広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針等について
  - (1) 広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（資料1）
  - (2) 広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱（資料2）
  - (3) 広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要領（資料3）
  - (4) 指定通所介護事業所等で宿泊サービス事業を実施している事業者等のみなさまへ（資料4）
- 2 施行日  
平成26年8月1日
- 3 掲載アドレス  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/sukuhaku-service-shishin.html>  
 ※ パブリックコメントの結果や指針、要綱、要領についても掲載しています。

担当：事業者指導グループ

TEL：082-513-3208

FAX：082-502-8744

（担当者：道面）

## 指定通所介護事業所等で宿泊サービス事業を 実施している事業者等のみなさまへ

指定通所介護事業所等で宿泊サービスを実施している事業所については、速やかに開始届及び添付書類を提出してください。届出が必要な事業所と届出窓口については、次のとおりです。

なお、これまで宿泊サービスを利用していた方については、引き続き利用することはできますが、指針を満たした上で宿泊サービスを提供するよう、みなさまへ自主改善を促すとともに、届出内容をホームページで公表します。

また、8月1日以降、新たに宿泊サービス事業を開始する事業所は、指針を満たした上で、宿泊サービスを開始するまでに開始届等を届出窓口に提出してください。

### 1 届出が必要な事業所

指定通所介護事業所等（指定通所介護事業所（介護予防も含む。）及び指定認知症対応型通所介護事業所（介護予防も含む。））のうち、次の3つのいずれかに該当する場合は届出が必要となります。

- (1) 指定通所介護事業所等の営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
  - (2) 指定通所介護事業所等と同一建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
  - (3) 指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合
- ※ (2), (3) については、有料老人ホーム等、他の制度に定められている部屋等を使用して、宿泊サービスを行う場合は除きます。

### 2 届出窓口

事業所の種類	事業所の所在地	届出窓口
指定通所 介護事業所 (介護予防も含む)	大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68
	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
	三原市, 尾道市, 世羅町, 府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
	庄原市	広島県北部厚生環境事務所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1
	広島市	広島市介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34
	福山市	福山市介護保険課 〒720-8501 福山市東桜町 3-5
	呉市	呉市福祉保健課 〒737-0041 呉市和庄 1-2-13
	三次市	三次市福祉保健部高齢者福祉課 〒728-0013 三次市十日市東 3-14-25
指定認知症対応型 通所介護事業所 (介護予防も含む)	県内各市町	各市町介護保険担当課

受付番号	
------	--

**宿泊サービス事業開始届**

平成      年      月      日

広島県知事 } 様  
 ○○市長 }  
 ○○町長 }

事業者  
 主たる事業所  
 の所在地  
 名称  
 代表者氏名

印

次のとおり、広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業を開始するので、付表及び関係書類を添えて届け出ます。

1 事業者情報	フリガナ									
	名 称									
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号				)				
		都道 府県	郡市 区							
		(ビルの名称等)								
	連絡先	電話番号	-	-	FAX番号	-	-			
	法人の種類									
2 宿泊サービス事業所情報	フリガナ									
	名 称									
	宿泊サービス事業所の所在地	(郵便番号				)				
		区市町村								
		(ビルの名称等)								
	連絡先	電話番号	-	-	FAX番号	-	-			
	宿泊サービス事業所の利用定員・営業日	利用定員		営業日			其他年間の休日			
		名	日	月	火	水	木	金	土	祝
3 指定通所介護事業所等情報	利用定員	介護保険事業所番号								
	名									
4	宿泊サービス事業開始の予定年月日(既に開始している場合はその年月日)	平成	年	月	日					

宿泊サービス事業所情報 付表

宿泊サービス事業所 情報	フリガナ				
	名称				
	宿泊サービス事業所の利用定員	(宿泊サービス) 利用定員			
	宿泊サービス事業所の利用定員	名			
営業時間	宿泊サービス	:	~	:	
	(通所介護サービス)	:	~	:	
人員配置関係	1 従業者の員数等				
	① 宿泊サービスに従事する職員の員数	人	④ ①に記載する職員のうち、有資格者の員数及び当該資格		
	② ①の職員のうち、指定通所介護事業所等の従業者を兼務している者の員数	人	ア 有資格者の員数		
	③ 宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員の員数(※)	人	イ 資格内容		
	2 責任者の配置		3 繁忙時間帯等の体制		
	① 責任者の氏名	① 繁忙時間帯の増員等の体制 [ あり ・ なし ]			
	② 責任者の兼務 [ あり ・ なし ]	兼務内容	② 具体的内容 [ 時間帯 ・ 内容 ・ 配置人数等の詳細 ]		
	*同一敷地内の事業所等における兼務				
	4 緊急時対応の連絡体制		[ あり ・ なし ]		
	(具体的な内容)				
設備関係	① 個室※利用定員原則1人		② 個室以外の宿泊室		
	1 宿泊室	・ 個室数 [ _____ 室 ] ・ 場所及び床面積 (複数の場合は室ごとに記入) [ _____ (場所) _____ (面積) m <sup>2</sup> ] [ _____ m <sup>2</sup> ] [ _____ m <sup>2</sup> ] [ _____ m <sup>2</sup> ] [ _____ m <sup>2</sup> ] [ _____ m <sup>2</sup> ]	・ 場所 [ _____ ] ・ 床面積 [ _____ m <sup>2</sup> ] ・ 当該室の利用定員 [ _____ 人 ] ・ プライバシーの確保の方法 [ 衝立・パーテーション その他 ( _____ ) なし ]		
	2 消防設備	ア 防災クロス・カーテン等	[ 有 ・ 無 ]	・ 場所 [ _____ ]	
		イ 誘導灯	[ 有 ・ 無 ]	・ 床面積 [ _____ m <sup>2</sup> ]	
		ウ 消火器	[ 有 ・ 無 ]	・ 当該室の利用定員 [ _____ 人 ]	
		エ 自動火災報知設備	[ 有 ・ 無 ]	・ プライバシーの確保の方法 [ 衝立・パーテーション その他 ( _____ ) なし ]	
オ 消防機関へ通報する火災報知設備		[ 有 ・ 無 ]			
カ スプリンクラー設備	[ 有 ・ 無 ]				
運営基準関係	① 重要事項を記した書類	[ 重要事項等記した文書	あり ・ なし ]		
	② 宿泊サービス提供の記録	[ 記録作成	あり ・ なし ]		
	③ 宿泊サービス計画の作成	[ 計画の作成	あり ・ なし ]		
	④ 食事の提供方法 (※下記注の区分参照。複数回答あり)	[ _____ ア ・ イ ・ ウ ・ エ ]			
	⑤ 主治医等との連携	[ 連携についてのマニュアル等	あり ・ なし ]		
	⑥ 緊急時等の対応	[ 対応方法についてのマニュアル等	あり ・ なし ]		
	⑦ 宿泊サービス事業所の運営規程	[ 運営規程	あり ・ なし ]		
	⑧ 勤務体制等の確保	[ 毎月の勤務体制の定め	あり ・ なし ]		
	⑨ 非常災害時の対応	[ 非常災害時の対応についてのマニュアル等	あり ・ なし ]		
	⑩ 秘密保持等の対策	[ 秘密保持の体制についての定め	あり ・ なし ]		
	⑪ 苦情処理窓口及び記録の様式	[ 苦情処理方法等の体制	あり ・ なし ]		
	⑫ 事故発生時の対応	[ 事故発生時の対応についてマニュアル等	あり ・ なし ]		

※ 食事の提供方法

ア 従業者が調理    イ 配食サービス利用(食宅配サービス等含む)    ウ 調理済み食品(購入)    エ 栄養士が作成する献立あり

## 宿泊サービス事業所事業開始届に係る添付書類一覧

(※この書類も提出してください。)

届ける 事業所の名称	
---------------	--

◆宿泊サービス事業開始届の必要書類		届出者 確認欄
(1) 宿泊サービス事業開始届	第1号様式	
(2) 宿泊サービス事業所情報 付表	様式付表	
【添付書類】		
① 宿泊サービス従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
② 資格証の写し(有資格者がいる場合)	—	
③ 事業所の平面図	参考様式2	
④ 宿泊サービス提供の設備や配置等の様子がわかる写真(食事提供時及び就寝時)	参考様式3	
⑤ 宿泊サービス事業所の運営規程	—	

(必要書類の提出がある場合、左欄の○を付けてください。)

<p>「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱」(平成 年 月 日付第 号)第5の1の規定(※)に基づき公表されることに同意して届けることについての確認 ⇒第5の1の規定を確認したうえでの届け出である場合、確認欄に○を付けてください。</p>	
--	--

(確認のうえに○を付けてください。)

(※)実施要綱第5 宿泊サービスに関する届出 1 開始届  
「事業者は、第7に定める別に定める事項について公表されることに同意するときは、別に定める開始届により、指定権者に届出を行うものとする。」

- 備考 1 「届出者確認欄」の該当欄に「○」を付し添付書類等に漏れがないよう確認してください。  
2 添付書類については、次頁以降の説明を参照して下さい。

<b>担当者連絡先</b>	提出いただいた届出書類に記載された内容等について問い合わせをする際の担当者名と連絡先をご記入ください。
事業所名	
担当者名・職名	
連絡先	

広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針等の内容

1. 指針

第1	総則	<p>1 目的 宿泊サービスの利用者の尊厳の保持及び安全確保並びに当該宿泊サービスの健全な提供を図る。</p> <p>2 定義 宿泊サービス：指定通所介護事業者等が当該事業所の営業時間外に当該事業所の設備の一部等を使用して当該事業所の利用者に対し宿泊等を提供するサービス。</p> <p>3 基本方針：利用者の意思及び人格を尊重した宿泊サービスの提供等</p> <p>4 宿泊サービスを提供する上での原則 宿泊サービスの対象者は利用者の心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある方</p>		
第2	人員に関する指針	<p>1 従業者の員数及び資格 宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて介護職員又は看護職員は、単独型短期入所生活介護の夜勤職員の基準以上配置（利用者25人以下は1人、26人以上は2人等）</p> <p>2 責任者：宿泊サービス従業者の中から1名</p>		
第3	設備に関する指針	<p>1 利用定員：当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の1/2以下</p> <p>2 設備及び備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊室：原則個室(多床室も可)、1人当り床面積7.43㎡以上</li> <li>・ プライバシーの確保：パーティションやカーテン等により利用者同士の視線の遮断を確保</li> <li>・ 消防設備：消防法その他の法令に規定された設備 (防災クロス・カーテン、誘導灯、消火器、自動火災報知設備等)</li> </ul>		
第4	運営に関する指針	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="242 1115 794 1585"> <p>1 内容及び手続の説明及び同意の記録</p> <p>2 宿泊サービス提供の記録</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針の作成</p> <p>4 宿泊サービス計画の作成(4日以上連続して利用する予定の場合のみ)</p> <p>5 利用者の心身の状況に応じた介護の実施</p> <p>6 栄養や利用者の嗜好を考慮した食事の提供</p> <p>7 健康への配慮(必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>8 利用者やその家族からの相談及び援助</p> <p>9 緊急時等の対応(宿泊する従業者以外の従業者についての支援体制の確保、主治の医師又は協力医療機関への連絡等)</p> </td> <td data-bbox="817 1115 1455 1585"> <p>10 運営規程の策定</p> <p>11 従業者の勤務体制の制定及び従業者への研修の機会の確保</p> <p>12 定員の遵守</p> <p>13 非常災害を想定した計画の策定及び連絡体制の整備</p> <p>14 感染症に対応した衛生管理等</p> <p>15 運営規程等の掲示</p> <p>16 利用者等の個人情報の保護等</p> <p>17 広告(虚偽又は誇大なものにしない等)</p> <p>18 苦情処理窓口の設置等</p> <p>19 事故発生時の対応</p> <p>20 県や市町が行う調査への協力等</p> <p>21 従業者、設備、備品等の記録の整備</p> </td> </tr> </table>	<p>1 内容及び手続の説明及び同意の記録</p> <p>2 宿泊サービス提供の記録</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針の作成</p> <p>4 宿泊サービス計画の作成(4日以上連続して利用する予定の場合のみ)</p> <p>5 利用者の心身の状況に応じた介護の実施</p> <p>6 栄養や利用者の嗜好を考慮した食事の提供</p> <p>7 健康への配慮(必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>8 利用者やその家族からの相談及び援助</p> <p>9 緊急時等の対応(宿泊する従業者以外の従業者についての支援体制の確保、主治の医師又は協力医療機関への連絡等)</p>	<p>10 運営規程の策定</p> <p>11 従業者の勤務体制の制定及び従業者への研修の機会の確保</p> <p>12 定員の遵守</p> <p>13 非常災害を想定した計画の策定及び連絡体制の整備</p> <p>14 感染症に対応した衛生管理等</p> <p>15 運営規程等の掲示</p> <p>16 利用者等の個人情報の保護等</p> <p>17 広告(虚偽又は誇大なものにしない等)</p> <p>18 苦情処理窓口の設置等</p> <p>19 事故発生時の対応</p> <p>20 県や市町が行う調査への協力等</p> <p>21 従業者、設備、備品等の記録の整備</p>
<p>1 内容及び手続の説明及び同意の記録</p> <p>2 宿泊サービス提供の記録</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針の作成</p> <p>4 宿泊サービス計画の作成(4日以上連続して利用する予定の場合のみ)</p> <p>5 利用者の心身の状況に応じた介護の実施</p> <p>6 栄養や利用者の嗜好を考慮した食事の提供</p> <p>7 健康への配慮(必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>8 利用者やその家族からの相談及び援助</p> <p>9 緊急時等の対応(宿泊する従業者以外の従業者についての支援体制の確保、主治の医師又は協力医療機関への連絡等)</p>	<p>10 運営規程の策定</p> <p>11 従業者の勤務体制の制定及び従業者への研修の機会の確保</p> <p>12 定員の遵守</p> <p>13 非常災害を想定した計画の策定及び連絡体制の整備</p> <p>14 感染症に対応した衛生管理等</p> <p>15 運営規程等の掲示</p> <p>16 利用者等の個人情報の保護等</p> <p>17 広告(虚偽又は誇大なものにしない等)</p> <p>18 苦情処理窓口の設置等</p> <p>19 事故発生時の対応</p> <p>20 県や市町が行う調査への協力等</p> <p>21 従業者、設備、備品等の記録の整備</p>			

2 届出・公表

1	実施主体(届出先)：広島県及び指定通所介護事業所等を所管する指定権者
2	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が指定権者へ事業内容等について届出を行う。</li> <li>・ 指定権者は届出された内容について公表する。</li> </ul>
3	<p>届出の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始届、変更届、休止・廃止届</li> </ul>
4	<p>届出・公表の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の名称、住所</li> <li>・ 宿泊サービス事業所情報(名称、所在地、連絡先、利用定員、営業日等)</li> <li>・ 指針との適合に関する情報(人員配置、施設・設備、運営体制)</li> </ul>